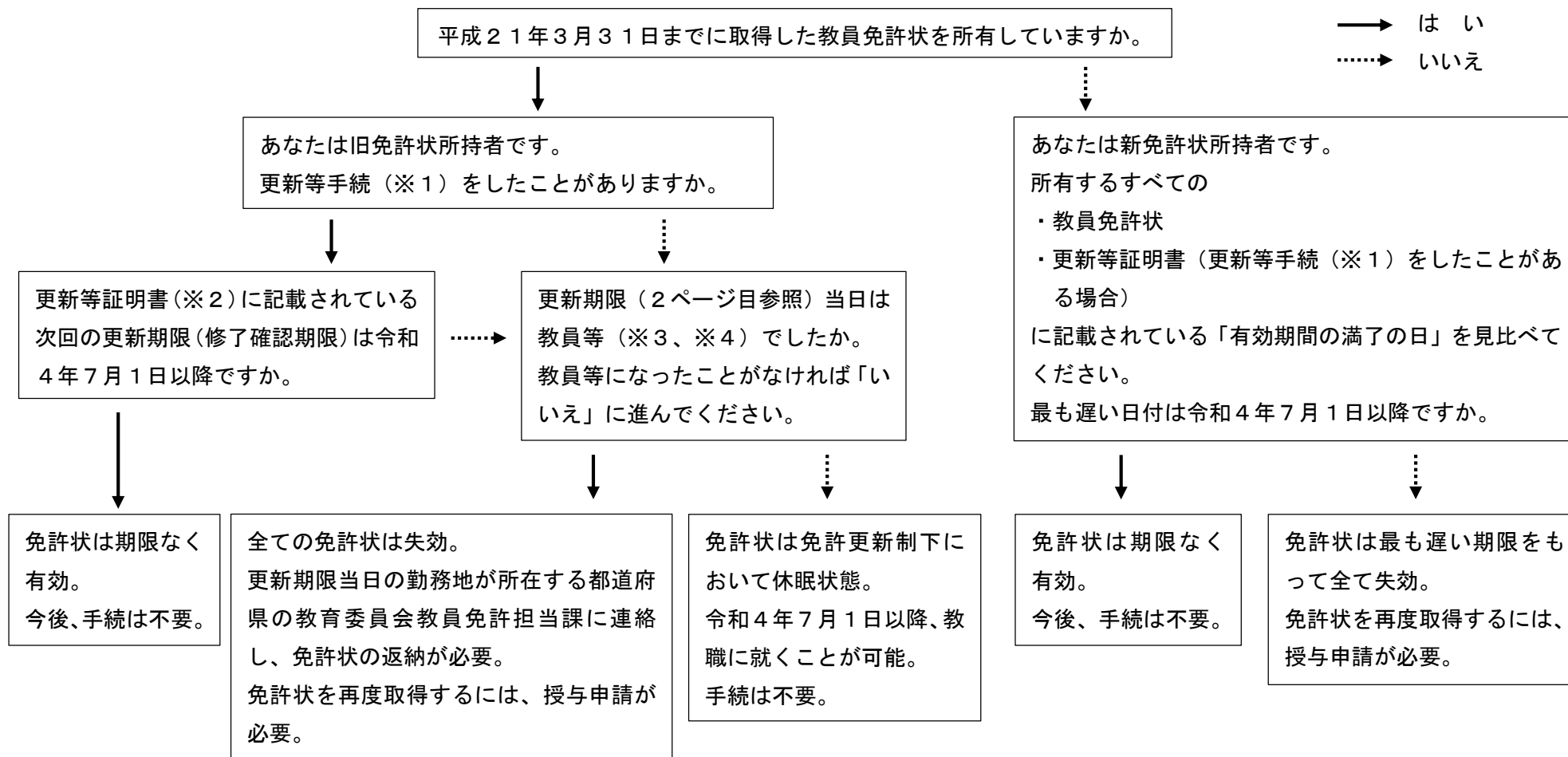


令和4年7月1日以降の教員免許状の有効性について

令和4年7月 山口県教育庁教職員課



※1 更新等手続とは、教員免許更新制に基づく、更新、延期・延長、免除、回復のいずれかの手続をいいます。

※2 更新、延期・延長、免除、回復の手続を完了したときに、都道府県教育委員会から証明書が発行されます。更新等証明書を紛失した場合は、最初に取得した免許状について「教育職員免許状授与証明書」を免許状発行都道府県から取得すると、更新期限を確認することができます。

※3 教員等とは、更新義務がある方をさします。校長、副校長、園長、副園長、教頭、主幹(養護・栄養)教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護助教諭、講師(常勤・非常勤)、当該勤務地の免許管理者(教育委員会)が定める者、文部科学大臣が定める者が含まれます。

※4 更新期限の日に退職した教員については、個々の状況で取扱いが異なりますので、教職員課までお問い合わせください。

旧免許状所持者の最初の修了確認期限

(表1) 教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する場合(栄養教諭免許状を有しない場合)

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
3	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
4	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
5	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
6	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
7	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
8	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
9	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
10	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日

(表2) 栄養教諭免許状を所持する場合

○ 平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を持っている者については、表1の割振りを適用せず、以下のとおりとする。

	免許状を授与された日	次回の修了確認期限
1	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日

※ 平成21年4月1日以降に授与された栄養教諭免許状を持っている者については、(表1)の割振りを適用する。